

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

川越市長 森 田 初 恵

川越市規則第46号

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成４年規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項第１号中「又は」を「、」に改め、「第１０号の２」の次に「又は第１２号」を、「配偶者特別控除額」の次に「又は特定親族特別控除額」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和８年７月１日から施行する。
- 2 改正後の第１２条の規定は、令和７年以後の年の所得による川越市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成４年条例第１９号）第７条第１項に規定するひとり親家庭等医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給に係る同条例第４条第１項に規定する所得の額の算定について適用し、令和６年以前の年の所得によるひとり親家庭等医療費の支給に係る同項に規定する所得の額の算定については、なお従前の例による。